

龜山市公告第 8 0 号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を龜山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

龜山市長 櫻 井 義 之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

龜山市加太中在家字島ノ川原 6 9 7 3 番地先 3 9 . 7 m²